

内部統制制度の体制整備

地方自治法第150条

関西学院大学大学院ビジネススクール教授
博士(商学) 公認会計士
英国勅許公共財務会計協会理事兼日本支部長
石原俊彦

地方自治法第2条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

地方自治法第150条

財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための
方針の策定等

地方自治法第150条

- ① 都道府県知事及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担当する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。
 - 一. 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
 - 二. 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

地方自治法第150条

- ② 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 一. 前項第一号に掲げる事務
 - 二. 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

地方自治法第150条

- ③ 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ④ 都道府県知事、指定市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

地方自治法第150条

- ⑥ 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
- ⑦ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。 FMラジオ放送局の持続可能な経営戦略
- ⑧ 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

全庁的な内部統制の評価

- 統制環境
 - 「長は、……
- リスクの評価と対応
 - 「組織は、…… 過去の不祥事
- 3 統制活動
 - 「組織は、…… 権限と責任の明確化
- 4 情報と伝達
 - 「組織は、…… 個人情報
- 5 モニタリング 「組織は、… 独立的評価
- 6 ICTへの対応 「組織は、… ICTの全般統制

部局レベルの内部統制 リスク評価シート

- リスク識別評価作業
 - 影響度(3・2・1)
 - 発生可能性(3・2・1)
 - 量的重要性(4～1)
 - 質的重要性(大・小)
- リスク対応策整備作業
 - 具体的な統制活動や情報と伝達やモニタリングの立案
- 自己評価作業
 - 整備状況自己評価 と 運用状況自己評価
- 評価作業(内部統制評価部局)
 - 整備状況自己評価 と 運用状況自己評価、 備考(To Do)

内部統制評価報告書(長による評価結果)

- 1 内部統制の整備及び運用に関する事項
- 2 評価手続
 - 総務省のガイドラインに基づき
- 3 評価結果
 - 整備状況→評価基準日において
 - 運用状況→評価対象期間において
- 4 不備の是正に関する事項
 - 整備状況
 - 運用状況

監査委員の審査意見

- (1) 評価手続に係る記載の審査意見の記載
- (2) 評価結果に係る記載の審査意見の記載
 - ①評価結果に係る記載が相当である場合
 - ②内部統制の評価結果が相当ではない場合